

平成28年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第8回総会

日 時 平成28年8月25日(木) 午前9時00分
会 場 寒河江市立図書館 2階 会議室

出席委員

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 加藤友康 | 2番 菊地ひとみ | 4番 猪倉通文 |
| 5番 黒田祐一 | 6番 影沢政俊 | 7番 土屋喜久夫 |
| 8番 菊地弘美 | 9番 石山邦一 | 10番 大泉邦彦 |
| 11番 眞木早百合 | 12番 相原稔 | 13番 小野義和 |
| 14番 佐藤義広 | 15番 奥山眞治 | 16番 菅井孝一 |
| 17番 鈴木久一 | 18番 柏倉吉美 | 19番 渡辺宏 |
| 20番 木村三紀 | | |

欠席委員

3番 土田彦雄

事務局

| | |
|-------------|------------|
| 事務局 局長 原田真司 | 局長補佐 佐藤利美 |
| 総務主査 佐藤陽一 | 総務係長 高子英晴 |
| 農地係長 村上千尋 | 農地係主事 国井茂伸 |

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第35号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第38号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について
- (5) 議第39号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第40号 農用地利用集積計画書の審議について

木村議長

では早速、議事に入ります。

議第35号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第35号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第38号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」
- (5) 議第39号「非農地証明願の審議について」
- (6) 議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第35号から議第40号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番、佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

19番、渡辺です。

去る8月19日に開催されました事前審査会の報告を行いたいと思います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、農地法第5条案件2件、非農地証明願案件1件を実施し、審査いたしました。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位36番、南部地区の駐車場用敷地への転用案件であります。現地は、一方が大規模に広がる農地と

接しているものの、工場の敷地と駐車場に挟まれた場所でありました。現地調査でも、駐車場が足りていないのが確認されまして、計画どおりであれば特に問題はないと判断してまいりました。

次に、順位38番、寒河江地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。現地はかねてより宅地分譲してきた場所で、このたびは3期目となります。都市計画区域内の用途地域となっており、計画どおりであれば特に問題はないと判断してきました。

次に、議第39号「非農地証明願の審議について」、順位8から10番、寒河江地区の案件であります。申請地は、本楯の国道112号線沿いのガソリンスタンドがあった場所です。昭和57年に転用許可を受けており、現地も長年ガソリンスタンドとして営業しておりました。証明を出すことに特に異議はありませんでした。

なお、議第38号の「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」は、先月と同じ場所であったので審査のみで現地調査は省略いたしました。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

地区審査につきましては30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時57分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第35号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野義和委員。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。

「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位27番朗読)

この案件につきまして、8月17日、黒田委員と現地確認をしてきました。現場は国道112号線沿いにある畑でありまして、譲渡人の隣の畑が譲受人が耕作している畑でありました。申請どおりであれば引き続き耕作していただけるものと思ひ、現地を確認してきました。地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位28番朗読)

この案件につきましては、昨日黒田委員と現地を確認してきました。現地はちょうどマックスバリュの道路を挟んで東側の田園地帯の一角の田んぼでありまして、現在も田植えがなされて耕作されている場所でした。このまま引き続き耕作していただけるのであれば問題はないと思ひ、確認してきま

した。地区審査でも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
次に、柴橋地区、奥山眞治委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山眞治です。
農地法第3条、4ページをお願いいたします。

(議案書順位23番朗読)

この件につきまして、8月19日の事前審査会で現地を確認してまいりました。この土地は、中郷のヤマザワのちょうど南側の土地で、■■■■さんはその土地で15年も前からスモモを耕作しているということで、さらにここに桃とスモモを植えて耕作したいということでありました。現地はきれいに草も刈られておりまして、スモモを植えておりました。地区審査では問題ないということで、引き続きここでスモモ等を作付する予定であります。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。
次に、高松・醍醐地区、相原稔委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。12番、相原です。
農地法第3条の規定による許可処分について。

(議案書順位25番朗読)

この件につきまして、8月16日、影沢委員と現地を確認

してまいりました。現地は清助新田の集落内、旧寒河江高校農業校舎の西のほう50メートルぐらいのところにあります。周囲は住宅となっております。譲受人の■■■さんが所有している畑のすぐ隣接地でありまして、現在、両方の畑で野菜の栽培を行っています。今回、所有権移転の手続をとるものです。譲受人は意欲的でよく管理なされており、周辺の農地への影響はないと思われまます。

(議案書順位26番朗読)

この件につきましても、8月16日、影沢委員と現地を確認してまいりました。現地は、JR左沢線の線路と国道287号線の間広がる水田の中にこんもりと浮かぶサクランボ園群落の中にあります。2つの畑は80メートルほど離れております。雨よけハウスつきのサクランボ園と一部普通畑となっていました。

貸人と借人は縁戚関係にありまして、貸人の■■■氏の高齢化による使用貸借権の設定であることから、引き続きサクランボを栽培するものであり、周辺の農地への影響はないと思えます。また、地区審査においても、25番、26番とも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次に、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。

菊地(ひ)委員

はい、議長。2番、菊地ひとみです。

4ページをお開きください。

(議案書順位24番朗読)

この件に関しまして、8月16日に眞木委員と現地を確認してきました。このまま耕作を続けるのであれば問題ないと思われました。この土地は、■■■■氏のサクランボ園の隣になっておりまして、畑をつくっております。大豆とかキャベツとかつくっておられました。ワラビもつくっていましたが、周りが寒河江川と国道112号線の間になっておりまして、このまま耕作を続ければ問題ないと思われました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位23番から順位28番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第35号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。

議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

8月17日、黒田委員と現地を確認してきました。市道と公民館との間にある土地でありまして、畑として使用していたところを公民館の駐車場として提供するというので、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

次に、柴橋地区、奥山眞治委員、お願いします。

奥山委員 はい、議長。15番、奥山です。

(議案書順位2番朗読)

今回、住宅を新築する際に測量した結果、昭和44年より車庫として利用していた土地が農地であったということで、宅地に隣接している自己所有地の農地ということで、これについては8月16日に大泉委員と現地を確認してきたところです。地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位2番は、住宅用敷地への転用となっております。申請地は大規模に広がる農地の端のほうに位置し、第1種農地となります。昭和44年に申請した土地が農地と知らずに車庫を建て、以来、車庫として使用している場所をこの度追認という形で申請されたものです。第1種農地は原則不許可ですが、既存宅地の2分の1以下の面積であり、また申請者にも悪意はなかったと認められるので、転用はやむを得ないと考えます。

順位3番は、貸し駐車場への転用です。申請地は元町公民館の隣で、駐車場として整備後、公民館駐車場として利用される予定です。都市計画区域内の用途地域内の農地となっております。第3種農地と判断しますので許可相当と考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位36番朗読)

この案件につきましては、8月19日、事前審査会で現地を確認しました。申請場所は、工場敷地に隣接している駐車場と駐車場の間の土地でありまして、申請どおり駐車場として利用するというのであれば周りにも影響はないと思い、事前審査会でも異議はありませんでした。

(議案書順位37番朗読)

この案件につきまして、8月17日に黒田委員と現地を確認してきました。現地は分譲住宅地の中にありまして、申請事由どおりであれば周りに及ぼす影響もないものと思いき、現地を確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位38番朗読)

この案件につきまして、8月16日、事前審査会で現地を確認してきました。申請どおりであれば何ら問題はないと、現地を確認しております。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、奥山眞治委員、お願いします。

奥山委員

はい、15番、奥山です。

(議案書順位35番朗読)

8月16日に大泉委員と現地を確認してまいりました。この場所は、XXXXXXXXXXさんの住宅に接続している野菜畑でありますけれども、申請どおりであれば周辺農地への影響も抑えられるということで、地区審査では異議ありませんでした。

(議案書順位39番朗読)

これについても、8月16日に大泉委員と現地を確認してまいりました。現地は陵南中学校の南側の陵南堂さんから入

って3軒目の土地ということで、きれいに草も刈られておりまして、駐車場敷地ということで9月26日から12月31日までの一時転用で、計画どおりであれば周辺農地への影響もないということで、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位35番は住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は大規模に広がる農地の端のほうに位置し、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、現地は既存敷地の隣接地で、申請人から提出を受けた土地選定理由書から見ても、申請人にはほかに住宅建設できる用地はなく、申請人の実情から見て代替性がないと考えられますので、許可相当と考えます。

順位36番は駐車場用敷地への転用となっております。申請地は大規模に広がる農地の端のほうに位置し、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、現地は既存の工場と駐車場に挟まれた場所で、既存敷地の2分の1以内であるので許可相当と考えます。

順位37番は宅地分譲用敷地2区画分の転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位38番は宅地分譲用敷地26区画分の転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位 39 番は近くに工事現場があるので、工事用車両の駐車場にするため一時転用するという案件です。現地は宅地や学校等が連たんしている中にある小集団の農地で、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地も原則不許可ですが、ほかに駐車場にできるような場所がなく、転用期間も短期間で、農地への復元計画も妥当でしたので、許可相当と考えます。

なお、順位 38 番は 30 アールを超えるため、この総会で許可相当となった場合、農業会議の常設審議委員会に諮問し、その後、県へ農業会議の意見を付し、意見を送付することを申し添えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第 38 号「農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

まず、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。

菊地（弘）委員 はい、議長、菊地弘美です。

議第38号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」、12ページをごらんください。

（議案書順位8番朗読）

以下、9番から11番までございます。

この件につきまして、先月の事前審査会で現地調査した場所ということで、現地確認を省略しております。申請人は所有者の孫でありまして、ハウスサクランボやサクランボを主体として精力的に農業に取り組んでおります。農業の経営規模の維持という理由ですので、買受適格者として問題はないものと思われまます。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、相原稔委員、お願いします。

相原委員 はい、議長。12番、相原稔です。

（議案書順位13番、14番朗読）

この件につきまして、先ほどもありましたように現地確認はしておりませんが、申請人は経営面積から見ても買受適格者として妥当なものと思われまます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

順位 8 番から順位 14 番の農業者は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、証明の要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 38 号「農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 38 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 39 号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第39号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位8番から10番朗読)

この案件につきまして、8月19日、事前審査会で現地を確認してまいりました。現地はもうスタンドを撤去して更地になっている状態でありました。しかし、地目変更登記を怠ったままということで、現地を確認してきましたが、別に問題はないものと思って見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようでありますので、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第39号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、退室)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。
寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員 はい、議長。
農用地利用集積計画書、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

賃借権設定につきまして、借受者は中核農家、認定農業者であり、地区審査ではいずれも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第40号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時37分

平成28年8月25日

第8回総会 議長.....

議事録署名委員 6番委員.....

議事録署名委員 7番委員.....